手配旅行にかかわる取扱料金

区分	内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	5人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20パーセント以内
		個人（上記以外委の場合）	1件につき　下限　550 円
	運送機関、宿泊機関の予約・手配		1件につき　下限　550 円
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			搭乗員1人1日につき、33,000 円
変更手続料　金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	5人以上の団体手配旅行の場合	変更にかかわる部分の変更前の旅行代金の　20%以内
		個人（上記以外委の場合）	1件につき　下限　550 円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき　下限　550 円
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切り替えが必要な場合はそれを含む。）		1件につき　下限　550 円
取消手続料　金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	5人以上の団体手配旅行の場合	変更にかかわる部分の変更前の旅行代金の　20%以内
		個人（上記以外委の場合）	1件につき　下限　550 円
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む。）		1件につき　下限　550 円
	宿泊機関の手配の取消し（未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む。）		1件につき　下限　550 円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき　下限　550 円（電話料、電報料は別）

（注）１　団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
２　お客様の希望により、変更又は取り消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消料金を申し受けます。
３　同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
４　上記料金には消費税が含まれています。